

日常生活圏域の見直しについて

1 日常生活圏域について

日常生活圏域とは、平成18年の介護保険法改正により、新たに示された概念で、介護保険法第111条第2項第1項に圏域の設定が規定されている。日常生活圏域は、介護保険事業計画において、当該市町村がその住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件・介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めている。

国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定している。本市においては、平成22年1市2村の合併時に、これまでの行政区に1カ所ずつの地域包括支援センターを継承し、第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、日常生活圏域を5圏域とし、平成29年4月1日より5圏域に1カ所ずつ地域包括支援センターを設置。現在、第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成30年度～2020年度）に於いても、印西市の日常生活圏域は5圏域として継続している。

2 圏域見直し検討理由

- (1) 平成29年の地域包括支援センター設置当初、高齢者人口に応じた3職種を配置していたが、高齢者人口の伸びが大きい圏域について3職種一人当たりの高齢者数が増加し、業務負担に差が生じている。
- (2) これまでの圏域設定の考え方として、地域包括支援センターの業務と密接な関係にある地区民生活協議会支部の活動区域を中心にしてきたが、地区民生活協議会支部の地区割りの見直しが行われた。
- (3) 地域包括ケアシステムは、圏域（住み慣れた地域）で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることであるため、高齢者人口や関係機関等のバランスも考慮することが必要である。

3 見直しの方針

- (1) 地域での支え合い活動を推進していく上で地区民生活協議会支部などの協力が不可欠であるため、既存の活動団体の地区割りとの整合性を計る。
- (2) 圏域の見直しにあたつては、市民や介護サービス事業者への影響にも配慮する。
- (3) (1)を受け持つ高齢者人口の平準化を図る。
- (4) 圏域数を見直すことには、地域包括支援センターの運営費なども含む地域支援事業費の上限額が定められており、財源的にも困難であることから、現状の5圏域を維持し、担当地区の見直しを行う。
- (5) 上記の考え方を踏まえ、圏域数は現状の5圏域とし、圏域内の地区の組み換えを検討する。その際には、圏域内の高齢者人口だけでなく、今後の伸びを勘案した上で決定し、それに応じて各地域包括支援センターの人員配置（3職種の増員）について検討するものとする。